



「業務提携に関する検討会」報告書のポイント

～ 業務提携に関する独占禁止法上の考え方 ～

令和2年11月6日（金）
公正取引委員会競争政策研究センター
第3回大阪シンポジウム

公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官
競争政策研究センター次長
藤本 哲也

概 要

- 1 検討の背景
- 2 業務提携に関する競争への影響評価枠組み
～業務提携に関する独占禁止法上の考え方
- 3 業種横断的データ連携型業務提携に関する
独占禁止法上の考え方

業務提携の現況

我が国は、近年、大きな社会経済環境の変化（デジタルエコノミーやIoT化の進展、人口・労働力減少、市場縮小等）に直面

⇒ 事業効率化・イノベーションのため「業務提携」が広く活用され、事業上重要な役割に

○ 従来：同業者間の事業効率化等

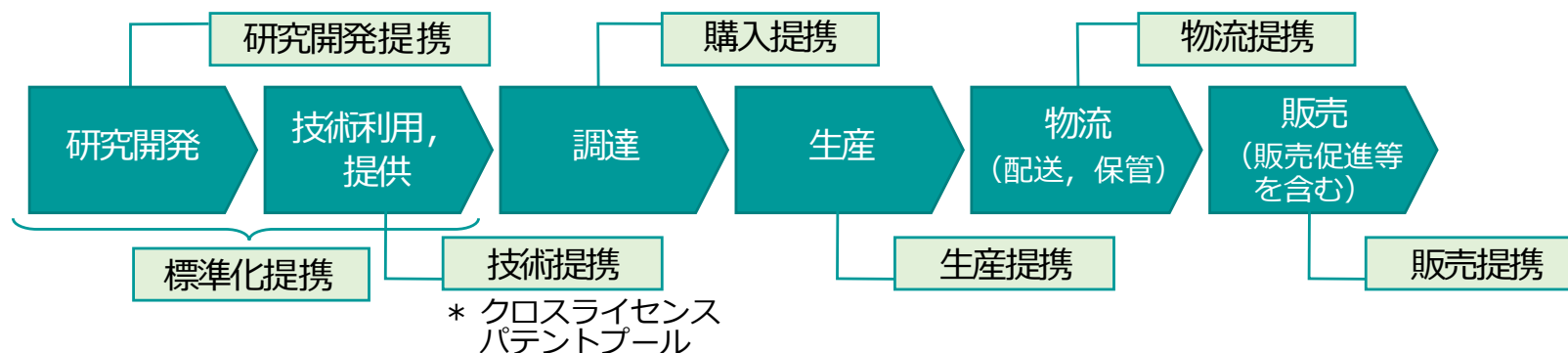
（例）同一業務の共同実施によるコスト削減・時間短縮，不足する業務や技術の相互補完

○ 近年：業種や業界の垣根を越えた業務提携の実施も

（例）スマートシティやMaaS〔Mobility as a Service〕の取組，自動走行システムの開発

業務提携の態様

資本提携 ／ 契約提携



独占禁止法からの視点

- 多くの場合は競争促進的な効果が期待される ⇔ 態様によっては競争制限的な効果を持つ場合も
 - 業務提携が競争促進的な効果を有し、独占禁止法が事業上の創意の発揮を妨げるものではないことを確認するとともに、独占禁止法上の問題が生じ得る場合の考え方を明らかに
 - 従前、企業結合に当たらない業務提携の独禁法上の考え方は、各種ガイドラインや相談事例集における個別事例の評価の中で論点ごとに散在
- ⇒ 有識者による「業務提携に関する検討会」を開催
体系的考え方、類型ごとの具体的考え方を整理
(令和元年 7 月 10 日 報告書公表)

「合併」：会社が完全に一体

⇒「企業結合ガイドライン」で競争への影響評価の考え方を体系的に整理

「業務提携」：企業結合ほどではないが、一定程度行動が一体化

他方、特有の性質も（事業活動上の具体的な行為、提携当事者間に引き続き独立して行動する余地）

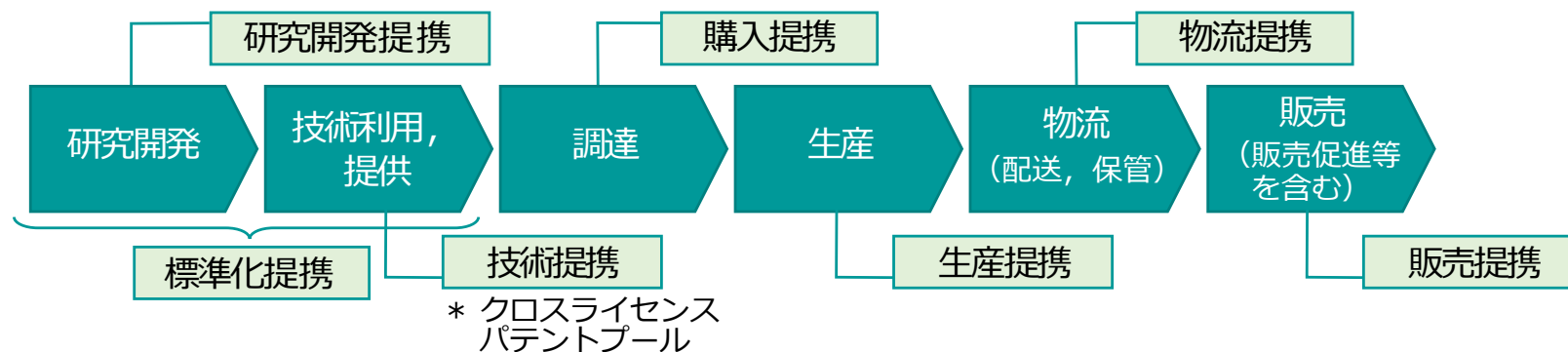


企業結合との類似性から企業結合ガイドラインの考え方を踏まえつつ、業務提携特有の性質も取り入れて整理

1 検討対象市場

業務提携では、提携する事業に関連する**様々な市場（販売市場、購入市場、技術市場等）への影響**が想定される

⇒ 競争に与える影響を検討すべき市場は、**具体的な業務提携の態様をみて設定**



2 競争への影響評価

業務提携は、多くの場合は競争促進的な効果が期待される一方、その態様によっては競争制限的な効果を持つ場合もあり得る。

⇒ 業務提携の類型（水平的／垂直的・混合的）ごとに、**2種類の評価**

* なお、競争を制限する効果以外に特段の効果が見込まれない場合には、ハードコア・カルテルとして、原則、独占禁止法違反

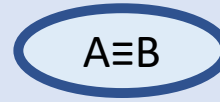
① 各提携当事者の事業活動の一体化の観点から評価

+

② 業務提携に伴う提携当事者間の付随的な取決めについて評価

①－ア 提携当事者間の関係に与える影響の評価

提携当事者の事業活動が一体化される程度大⇒競争が失われる程度大



- * 生産・販売等の多段階で包括的に提携？
- * 双方のコスト構造が共通化？
- * 情報を交換・共有？
- * 提携期間が長期？
- * OEM供給は全量？

提携当事者間の競争が制限される

①－イ 市場全体に与える影響の評価

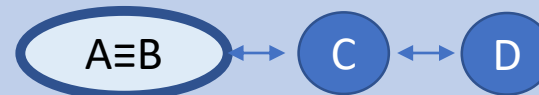
2つの観点から検討

(ア) 提携当事者間の競争が失われ一体化して行動することによる市場への影響の可能性



- * A・Bの市場シェア大 ⇒ C等の牽制力弱
- * 提携までのA・B間の競争状況？
- * 新規参入の圧力, 需要者の圧力？ 等

(イ) 提携当事者以外の競争者との協調的な行動の可能性



- * 競争者の数が少ない⇒協調を助長
- * 取引条件等情報の入手が容易？
- * 過去の競争状況？ 等

② 付随的な取決め：業務提携実施に伴って各提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めの評価

①ア及び①イの検討結果も考慮しながら検討。例えば以下のような行為は独占禁止法上問題

(ア) 一方当事者が他方当事者に対して不当に不利益な条件を課す等の行為（優越的地位の濫用等）

(イ) 一方当事者が他方当事者の事業活動を不当に拘束する行為（拘束条件付取引等）

(ウ) 提携当事者間で、商品の販売価格、販売地域、販売先等を取り決める行為（不当な取引制限）

(エ) 提携当事者が提携当事者以外の者を排除する行為（私的独占、共同の取引拒絶等）

（共同研究開発の例）

- （ア）一部当事者のみに技術等の情報開示を義務付け、その内容が著しく不均衡
- （イ）成果の改良発明等を他方当事者に譲渡する義務を課す
- （ウ）競争関係にある当事者間で製品価格を相互に制限
- （エ）規格を採用した製品開発に不可欠な標準化活動への参加を合理的理由なく制限

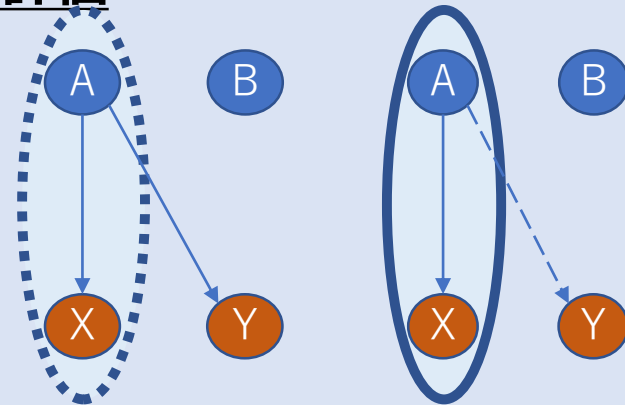
具体的な競争への影響評価の枠組み ～「垂直的・混合的な業務提携」の場合

①－ア 提携当事者間の関係に与える影響の評価

提携当事者の事業活動が一体化される程度大
⇒当事者以外が取引機会を奪われる可能性大

(ア) 提携当事者間での閉鎖性・排他性の問題

- * 当事者間で当事者以外との取引を制限？
- * Aが知れたYの情報をXに提供（Yを排除）？
- * 提携期間や取引制限期間が長期？ 等



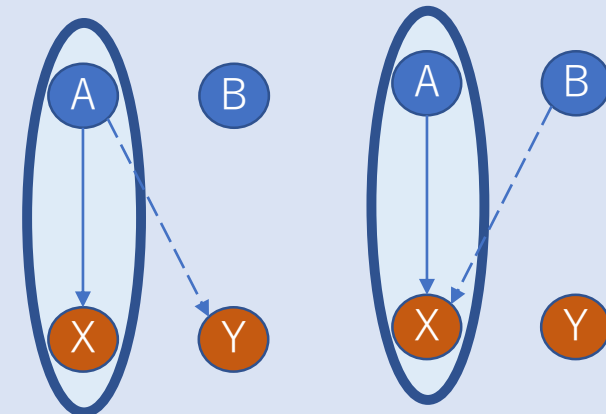
提携当事者間での閉鎖性・排他性が生じる

①－イ 市場全体に与える影響評価

(ア) 市場の閉鎖性・排他性の可能性

市場シェアの大きい部品メーカー（A）が提携先の完成品メーカー（X）のみに供給し、Xの競争者（Y等）が部品供給元を失う

- * 提携当事者の地位及び競争者の状況？
- * 新規参入や隣接市場からの競争圧力？
- * 需要者からの競争圧力？ 等



具体的な競争への影響評価の枠組み ～「垂直的・混合的な業務提携」の場合

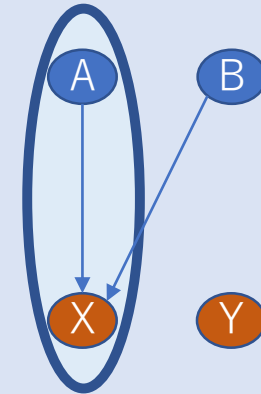
①－ア 提携当事者間の関係に与える影響の評価

提携当事者の事業活動が一体化される程度大

⇒当事者間で重要な情報が交換・共有される可能性

(イ) 提携当事者間での協調的な行動の助長の問題

提携当事者（A・X）間で、一方当事者（A）の競争者（B）に係る競争上重要な情報が交換・共有され、当該競争者の行動を予測しやすくなるか



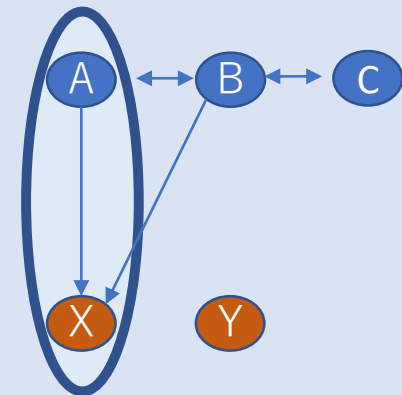
競争者の行動を予測しやすくなる

①－イ 市場全体に与える影響の評価

(イ) 提携当事者以外の競争者との協調的な行動の可能性

- * 競争者の数が少ない⇒協調を助長
- * 取引条件等の情報の入手の容易性？
- * 過去の競争の状況？
- * 新規参入の競争圧力？

等



② 付随的な取決め：業務提携実施に伴って各提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めの評価

①ア及び①イの検討結果も考慮しながら検討。例えば以下のような行為は独占禁止法上問題

(ア) 一方当事者が他方当事者に対して不当に不利益な条件を課す等の行為（優越的地位の濫用等）

(イ) 一方当事者が他方当事者の事業活動を不当に拘束する行為（拘束条件付取引等）

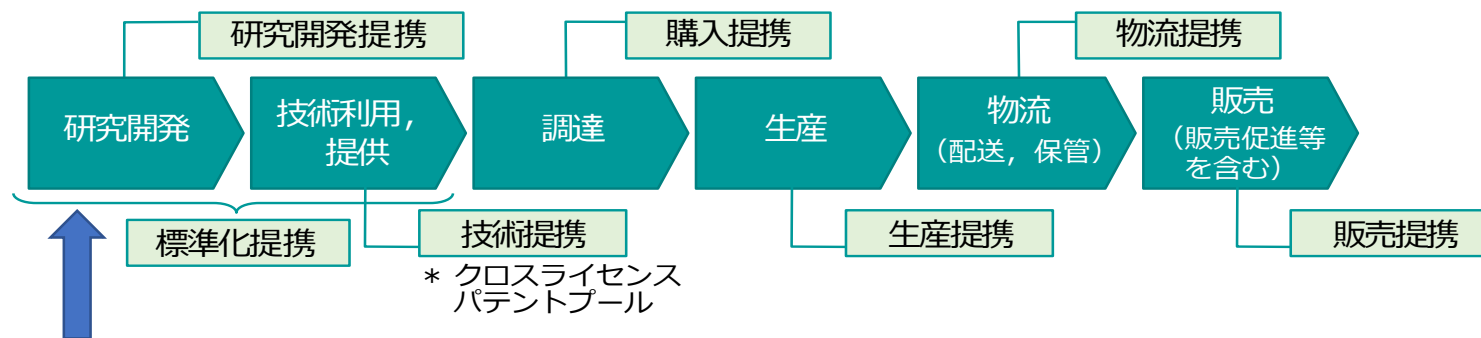
(ウ) 提携当事者が提携当事者以外の者を排除する行為（私的独占，共同の取引拒絶等）

(例)

- (ア) 共同研究開発の成果を一方的に帰属させ，その内容が著しく不均衡
- (イ) 完成品メーカーが部品メーカーに対し，部品の第三者への販売価格を制限
- (ウ) 提携関係にあるメーカーと流通業者が共同して，他の流通業者を排除するために商品の供給を拒絶する行為

競争への影響評価における類型ごとの主な特徴①

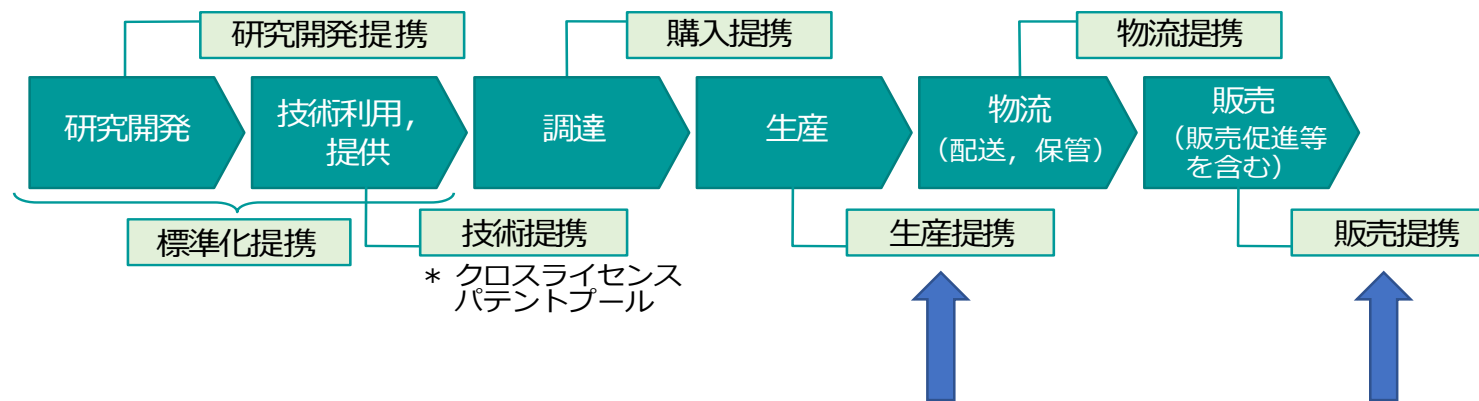
前述の一般的・通則的な影響評価の考え方に基づき、業務提携の7つの類型ごとに、具体的な考え方や特に留意すべき点を整理



(例1) 研究開発 提携

- 技術市場と製品市場が主な検討対象
- 技術市場では、①**単独でも行い得る研究開発の共同化**，②**事業活動に不可欠な技術の共同研究開発への参加制限**などが問題となり得る。
- 加えて、**提携実施に伴う取決め**の問題（例：成果の改良発明等を一方に譲渡する義務）
- 当事者の製品市場シェアの合計が20%以下での共同研究開発（製品改良・代替品開発）は、通常、問題とならない（共同研究開発ガイドライン）。

競争への影響評価における類型ごとの主な特徴②



(例 2) 生産提携

- 商品の販売市場が主な検討対象
- **重要な競争手段に係る意思決定の一体化**（完成品に近いほど，全量供給になるほど，一体化の程度は強まる。）
- **協調的な行動の可能性**（原価，数量等の競争上重要な情報を必要的に交換・共有〔販売部門等との**情報遮断措置**が必要〕，コスト構造の共通化）

(例 3) 販売提携

- 商品の販売市場が主な検討対象
- **競争上のリスクが他の類型に比して大きい。**
 - ⇒ コスト削減等が盛り込まれず，価格の引上げ等競争を制限する効果以外に特段の効果が見込まれないことが明らかなものは，ハードコア・カルテルの性格あり。

近年のビジネス動向

新たなビジネス形態の台頭

データの共同収集・利活用を目的又は事業活動の基盤として行われる業種横断的な業務提携（**業種横断的データ連携型業務提携**）が活発化

＊ **社会課題解決型ビジネス**（例：スマートシティ, MaaS〔Mobility as a Service〕）

様々な商品・サービス要素を複合化したサービスを提供

＊ **データ駆動型ビジネス**

データを総合的に分析し、新商品の開発や品質改良、マーケティング強化等に役立てる

データの収集・解析技術の向上

大量のデータをリアルタイムに収集・集積し、解析することが可能

⇒ **データの事業上の重要性は従来にも増して上昇**

競争政策上の視点

データの収集・利活用に係る業務提携は、**多くの場合は競争促進的な効果が期待**される。一方で、**データの不当な収集や囲い込みにおける独占禁止法上の問題**の指摘あり。

① 業務提携としての性格からの検討

データ収集・利活用の共同化

⇒ 提携当事者間の事業活動が不当に制限され、競争が実質的に制限される場合（不当な取引制限）

業務提携への参加やその成果へのアクセスの制限

⇒ 特定の事業者の事業活動が困難になり、市場から排除される場合（私的独占等）

業務提携の実施に伴う取決め

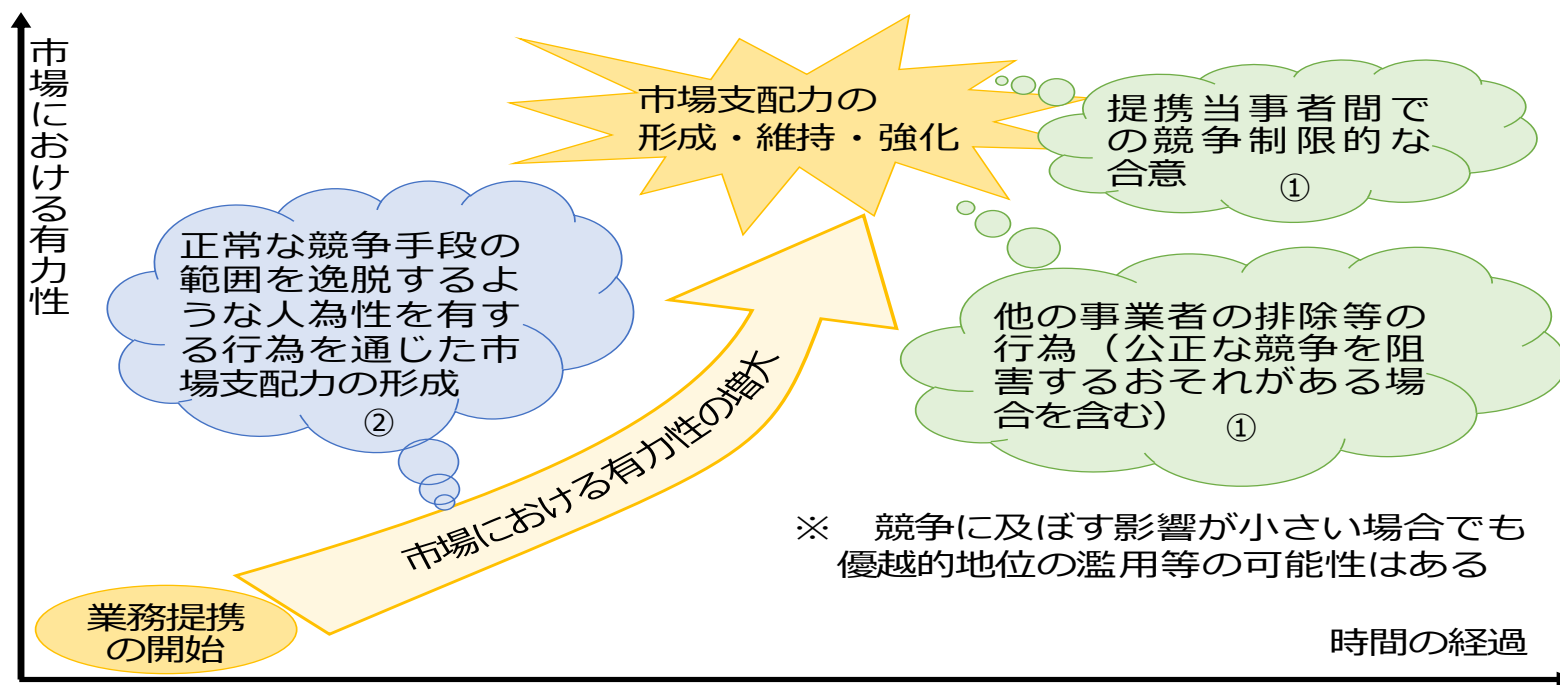
⇒ 提携当事者の事業活動が不当に拘束され、市場における競争に影響が及ぶ場合（不公正な取引方法等）

② データ駆動型ビジネスとしての性格からの検討

- **直接・間接ネットワーク効果**： データ集積・解析によりサービス等の質が向上し、更に多くの利用者（データ）を獲得する作用が強化される可能性
 - **規模の経済性，範囲の経済性**： データ量が増えるほど，その範囲が広がるほど，必要な平均費用が著しく低減する可能性
 - データ集積が**一定の閾値（クリティカル・マス）**を超えた後は，上記特性によって，データ集積が持続的・増幅的に向上する可能性
- ⇒ **独占化・寡占化しやすい。先発事業者と比肩し得るデータ集積が難しく，新規参入が困難**

独占禁止法上問題となり得る状況

- ① 提携当事者が現に市場支配力を有している場合において、その力を用いて他の事業者の事業活動の排除や提携当事者間で競争制限的な合意を行う場合
- ② データを収集・集積する過程において、「正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性」を有する行為を通じて、市場支配力を形成する場合



※ 競争に及ぼす影響が小さい場合でも優越的地位の濫用等の可能性はある

① 以下のような不当な手法により、ネットワーク効果等を人為的・作為的に増幅させる行為

(例) 不当な抱き合わせ、不当なリベート等を用いて、データ収集源である取引先を一極的に獲得

(例) マッチング型プラットフォームを介した取引において、取引実施過程で一方当事者に生じる知的財産権等の権利を他方当事者に一方的に帰属させる旨の利用規約

(例) 顧客がプライバシーポリシーを読まないまま同ポリシーに同意することとなる状態を作為的に創出し、本来取得し得ない個人情報や行動履歴データを収集

(例) サービス利用者数等の情報の水増し

② 以下のような不当な手法により、顧客をロックインし、データ収集源を自らに集中させる行為

(例) シングルホーミングの不当な義務付け
APIの開放・接続を不当に制限
データ相互運用を阻害するための不必要な規格・技術の設定

(例) 他の用途に転用が困難な共同研究開発用設備への合理性のない多額投資の義務付け

データ連携に向けた標準化活動

データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動

創出データを利用した技術や商品・サービスに係る事業活動

【独占禁止法上問題となり得る行為の例】

標準化活動への参加制限

標準化活動に参加しなければデータ連携等ができず，創出データを利用した商品等の市場で事業活動が困難となり，その市場から排除されるおそれがある場合に，合理的な理由なく特定の事業者の参加を制限（私的独占等）

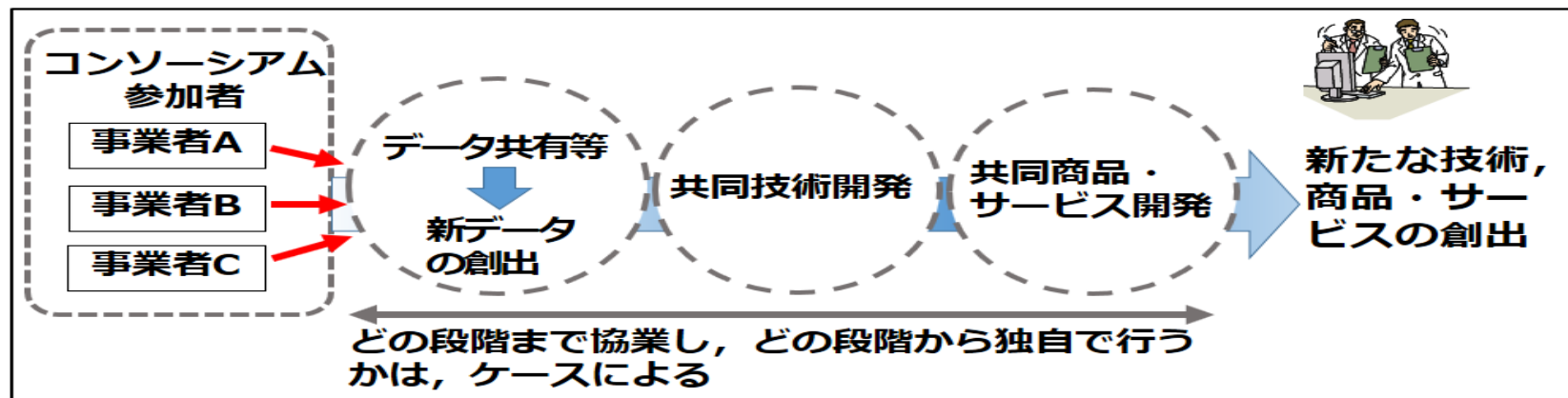
正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を伴うデータ収集を通じた市場支配力の形成

左記行為により，データの収集・集積に係る強いネットワーク効果等を不当に操作・増幅し，創出データを利用した商品等の市場で市場支配力を形成（私的独占）
⇒ 当該行為自体も問題（拘束条件付取引，優越的地位の濫用，ぎまんの顧客誘引等）

創出データの一方的帰属・利用に係る制約

創出されたデータの一方的帰属，他の活動での利用の制限（拘束条件付取引）
⇒ 競争への影響が小さくても，その内容において著しく均衡を失し，不当に不利益を与えれば問題（優越的地位の濫用等）

【データ共有等により新商品・サービス等を創出しようとするもの】



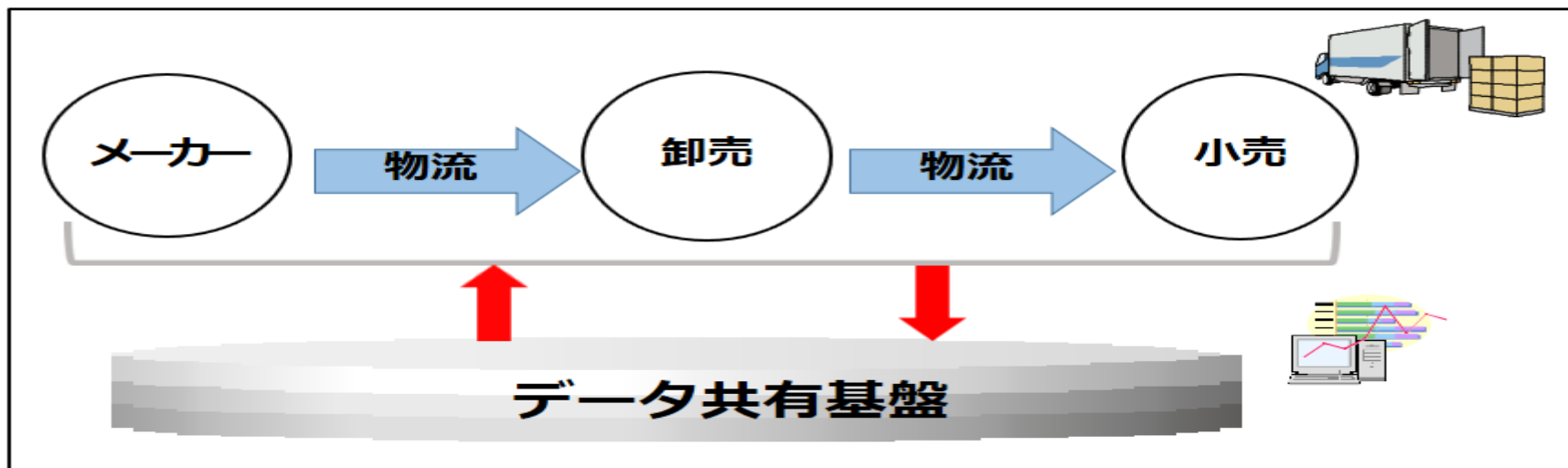
該当例

- スマートシティやMaaS等の社会課題解決型ビジネス
- 自動走行システム開発等のための異業種間連携

独占禁止法上問題となり得る行為例

- 創出データへの共同又は単独のアクセス拒絶（←コンソーシアム間競争の結果, 特定のものがデファクトスタンダードを確立する傾向が強い。）
- 共有等データや創出データの一方的帰属・利用に係る制約

【サプライチェーン間でのデータ共有により効率化を図ろうとするもの】



該当例

○ 特に物流分野における取組が顕著

(生産データ, 輸送関連規格データ, トラック動態データ, 在庫データ, 購買データ等をデータ共有基盤上で共有し, サプライチェーン全体での効率化向上のほか, トレーサビリティや食品ロス対策等に貢献)

独占禁止法上問題となり得る行為例

○ データ共有基盤への接続拒絶

○ データ共有を通じた共同行為 (←各取引段階において複数の競争者が参加するため, 数量や取引先等の競争上重要な情報の共有が協調的な行動を助長するリスクが高い。)